

委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成、行数は任意で追加)

委員会名	産業建設常任委員会
参加委員 ◎委員長、○副委員長	◎上野 利一郎 ○遠藤 吉正 十二村 秀孝 蛭川 靖弘 佐藤 忠孝 佐原 正秀

1 本市の課題と視察の目的

本市の将来像である「豊かで元気な農山村と活力ある生活・観光都市」の実現に向け種々施策に取り組んでいるが、高齢化の急激な進展により、農業の担い手も高齢化し、各種作物の栽培面積の拡大や新規作物の導入など、新たな施策を模索しているところである。

いなべ市では、農業を通して、障がいがある人もない人も共に社会生活を営む環境をつくるとともに、都市住民に活動の場を提供し、都市と農村の共生を目指して「農福連携」に取り組んでいる。これらの取組を研修させていただくことで、本市における今後の事業展開の参考にする。

2 実施概要

実施日時	視察先	三重県 いなべ市 篠立きのこ園
令和4年11月7日(火) 14時17分～15時47分	担当部局	いなべ市福祉部社会福祉課 いなべ市農林商工部農林課
視察項目	農と福祉の連携プロジェクトについて 集落農業・集落組織づくり推進支援事業について	
報告内容	1 農と福祉の連携プロジェクトについて (1) 篠立きのこ園の概要 ア 工事費：約5億円 イ 建設概要：収穫作業棟 1棟 601㎡ 仕込作業棟 1棟 269㎡ 椎茸栽培棟 4棟 992㎡ オガ置場 1棟 98㎡ ウ 管理業務：指定管理者 有限会社フジタ 就労継続支援事業 定員20名 エ 業務概要 直ちに一般就労が困難な方や心身の状況やその他の日常生活での事情により、一般就労することが困難な方に対し、農業を通して、育てる喜びや達成感を得る機会を提供し、障がいがある人もない人も、お互いが認め合い、共に豊かな社会生活を営める環境づくりを行っている。 椎茸栽培は、施設内作業のため季節や天候に左右されず、一定の作業が確保され、ハウス野菜ほど作業内容が細分化されないため、定型化されやすく、障がいを持つ人でも比較的ゆっくりと、マイペースで収穫できることから、障がいのある方にとってやりがいもち、かつ、過ごしやすい場所となっている。 (2) 雇用形態及び利便性の向上 就労継続支援B型で、令和元年の全国平均は223円(時間額)だが、篠立きのこ園では大体222円から333円の方が多い。また、障がい者の方々の利便性向上のため、施設の近くにバス停を設置した。	

(3) いなべ市立田農園の概要

ア 工事費：約2億2,000万円

(篠立きのご園と合わせて約7億2,000万円の工事費中、農林水産省からの補助金が約3億円)

イ 建設概要：加工所棟	1棟	238㎡
トイレ棟	1棟	60㎡
農業用倉庫棟	1棟	96㎡
ビニールハウス	7棟	1,914㎡
東屋	1棟	17㎡
市民農園	28区画	

ウ 管理業務：特定非営利活動法人 立田地区秀真ふるさと農園

市民農園の運営管理に関すること及びビニールハウスでの野菜栽培による地域活性化に関すること

エ 業務概要

農村のやすらぎや癒しの機能へのニーズが高まり、企業を含む都市住民に活動の場を提供するとともに、都市と農村の共生、対流が必要となっている。市民農園の開設により、交流人口を創出し地域活力の向上に努めている。

地域おこし協力隊1名が中心となり、地元自治会においてはビニールハウス2棟の建築費を出資し、地域活性化に向けた野菜の生産品種の研究、特産品の開発、6次産業化の推進、販売促進、経営戦略の構築などを行ってきた。立田地区では、平成25年から5年間にわたり、地域で協議を行い、豊かで健康的なまちづくりをコンセプトとしたまちづくりを行うことが話し合われてきた。

農業・福祉・健康・教育をテーマとして、これまで地域で培ってきた伝統や資源を生かしながら、人と人とのつながりを大切に交流あるまちづくりを行っている。

2 集落農業・集落組織づくり推進支援事業について

(1) 集落組織づくりの取組

ア 平成15年12月に4町が合併し、いなべ市が誕生

米の転作を昭和50年後半から集落単位による集団転作に取り組んでいるため、「集落の農地は集落で守る」を基本としている。

イ 「集落座談会」を平成16年から全集落(108集落)でスタート

耕作者の高齢化、次世代の地域・農業離れなどの共通課題が見つかる。

ウ 集落農家組合などの組織を再編(108集落→100集落)

全集落に営農推進委員の選任依頼(行政とのパイプ役)

農地の利用調整・作付計画・農業施設の維持管理

エ 集落で守る農地の範囲を設定

オ 「集落協定書」策定に当たっての意向調査を実施(年代・性別・規模別)

カ 集落の5年後、10年後は「こうなので、こうしてみよう」ではなく、「より良い集落にするためには、今から何が必要か」を話し合うことにより、課題・問題点に対する解決策が生まれる。

(2) 集落協定書(集落として農用地等をどう守っていくかの決めごと)

ア 集落協定書の内容

(ア) 地域の範囲と農地の概要

(イ) 集落全体の目標

(ウ) 農地・施設の管理方法

(エ) 生産性・収益向上の目標

(オ) 多面的機能を増進する取組

(カ) 指名した担い手への集積目標

	イ 「集落座談会」の意見などを踏まえて、集落全体で地域の農業を守っていくために必要な国・県からの補助がない部分を補うため、平成 17 年度から「集落づくり推進支援事業（市単独補助）」を創設し、集落協定に基づいた活動に対して支援 ※ 集落組織づくりとは・・・ 耕作者の組織づくりではなく、所有者を含んだ組織づくりが重要 →耕作者を農地所有者が側面（草刈り、泥上げ等）から支援 (3) 集落協定書から人・農地プランへ ア 平成 24 年 3 月、営農推進委員に対しプラン説明会 イ 作成意向調査実施→85 集落／100 集落（作成する・作成の方向で検討） ウ 平成 24 年 6 月、プラン作成に向けて集落代表者（複数名）に具体的な説明会 エ 水田台帳・担い手リスト等の資料を提供 オ 集落でプラン素案を作成して、内容については市と調整し完成 平成 24 年度 65 集落／100 集落 （50 プラン） 平成 27 年度 85 集落／100 集落 （66 プラン） 平成 28 年度 95 集落／100 集落 （76 プラン） 令和 3 年度 98 集落／100 集落 （79 プラン） ※ 実質化されたプラン数 67 プラン ※ プランいなべ市独自項目 「集落の農地は集落で守る」を基本としているため、中心となる経営体の氏名と、農業関係施設の維持管理を明記した。 → 耕作は中心となる経営体が行うが、農道はどこが管理するのか、用排水路はどこが管理するのかを話し合って決めた。
考 察 （まとめ）	篠立きのこ園では、農福連携した事業の一例として農業従事者の確保について、障がい者雇用により、補完することが可能なことを検証した視察内容であった。 椎茸栽培は、施設内作業のため季節や天候に左右されず、一定の作業が確保され、ハウス野菜ほど作業内容が細分化されないため、定型化しやすい点が特徴であることが確認できた。 また、集落農業・集落組織づくり推進支援事業では市独自の「集落づくり推進支援事業」を創設して支援しているのが特徴的であり、集落協定書で方向性を打ち出している地区への積極的な支援の事例は、農業振興と農地の保全支援の一例として提言に繋げてまいりたい。

